

身体障害者診断書・意見書(肢体不自由用)

総括表

住 所														
① 障害名(部位を明記)														
② 原因となった 疾病・外傷名	外傷・自然災害・疾病 先天性・その他()													
③ 疾病・外傷発生年月日	年	月 日												
④ 参考となる経過・現症(画像診断及び検査所見を含む。)														
人工関節又は人工骨頭置換術 年 月 日 障害固定又は障害確定(推定) 年 月 日														
⑤ 総合所見(再認定の項目も記入) 既に障害として認定されている部分は必ず再評価し、障害が残存していると判断されるものは、全て記載してください。														
将来再認定(要)の場合、軽度化・重度化、再認定の時期の○年後を必ず○で囲んでください。 【将来再認定 要(軽度化・重度化)・不要】【再認定の時期 1年後・3年後・5年後】														
⑥ その他参考となる合併症状														
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 年 月 日 病院又は診療所の名称 電話 () 所 在 地 診 療 担 当 科 名 科 医師氏名 (印)														
身体障害者福祉法第15条第3項の意見														
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する。 ・該当しない。	障害程度等級についての参考意見 級相当 <table><tr><td>内訳</td><td>等</td><td>級</td></tr><tr><td>上肢</td><td></td><td>級</td></tr><tr><td>下肢</td><td></td><td>級</td></tr><tr><td>体幹</td><td></td><td>級</td></tr></table> ※ 下肢と体幹の障害が重複する場合、その総合等級は、原則として指数合算を行わないこと。		内訳	等	級	上肢		級	下肢		級	体幹		級
内訳	等	級												
上肢		級												
下肢		級												
体幹		級												

注 障害区分や等級決定のため、東京都心身障害者福祉センターから改めて問い合わせる場合があります。

(日本産業規格A列4番)

第5号様式（第3条関係）
肢体不自由の状況及び所見

神経学的所見その他の機能障害（形態異常）の所見（該当するものを○で囲み、下記空欄に追加所見記入）

- 1 感覚障害（下記図示）：なし・感覚脱失・感覚鈍麻・異常感覚
- 2 運動障害（下記図示）：なし・弛緩性麻痺・痙性麻痺・固縮・不随意運動・しんせん・運動失調・その他
- 3 起因部位：脳・脊髄・末梢神経・筋肉・骨関節・その他
- 4 排尿・排便機能障害：なし・あり
- 5 形態異常：なし・あり

参 考 図 示

右

左

右

左

×変形

切離断

感覚障害

運動障害

(注) 関係ない部分は記入不要

利き手を○で囲むこと		
右		左
	上肢長cm	
	下肢長cm	
	上腕周径cm	
	前腕周径cm	
	大腿周径cm	
	下腿周径cm	
	握力kg	

上腕の2分の1以上で欠くもの

右・左・両

前腕の2分の1以上で欠くもの

右・左・両

大腿の2分の1以上で欠くもの

右・左・両

下腿の2分の1以上で欠くもの

右・左・両

指の欠損の場合は、各指骨間関節（IP、PIP、DIP）の残存の有無を明記すること。

計測法

上肢長：肩峰→横骨茎状突起

下肢長：上前腸骨棘→（脛骨）内果

上腕周径：最大周径

前腕周径：最大周径

大腿周径：膝蓋骨上縁上10cmの周径（小児等

の場合は別記）

下腿周径：最大周径

動作・活動 ・自立○、半介助△、全介助又は不能×、（ ）の中のものを使う時にはそれに○
・左右の別がないものは、共通での評価とする。

寝返りをする		〔はしで〕 食事をする（スプーン、自助具）	右
足を投げ出して座る（背もたれ、支え）			左
正座、あぐら、横座り（背もたれ、支え）		コップで水を飲む	右
いすに腰掛ける			左
座位又は臥位より立ち上がる（手すり、壁、つえ、松葉づえ、義肢、装具）		ブラシで歯を磨く（自助具）	右
片脚で立つ	右		左
	左	つまむ	右
家の中の移動（壁、手すり、つえ、松葉づえ、義肢、装具、車いす）			左
二階まで階段を上って下りる（手すり、つえ、松葉づえ、義肢、装具）		握る	右
屋外を移動する（つえ、松葉づえ、義肢、装具、車いす）			左
公共の乗物を利用する（つえ、松葉づえ、義肢、装具、車いす）		シャツを着て脱ぐ〔かぶりシャツ〕	
タオルを絞る		ズボンをはいて脱ぐ（自助具）〔どのような姿勢でもよい〕	
背中を洗う		顔を洗いタオルでふく	
排泄の後始末をする			

注：身体障害者福祉法の等級は、機能障害（impairment）のレベルで認定されますので（ ）の中に○が付いている場合、原則として自立していないという解釈になります。

歩行能力及び起立位の状況（該当するものを○で囲む。）

- (1) 歩行能力（補装具なしで）： 正常に可能
(2km・1km・100m・ベッド周辺)以上歩行不能・不能
- (2) 起立位保持（補装具なしで）： 正常に可能
(1時間・30分・10分)以上困難・不能

(この表は必要な部分を記入)

[illegible]

足指の機能障害 （□にチェックを入れてください。）

□下駄、草履をはくことができない（右足指・左足指・両足指）

□特別な工夫をしなければ下駄、草履をはくことができない（両足指）

備考

注：

- 1 関節可動域は、他動的可動域を原則とする。
- 2 関節可動域は、基本肢位を0度とする日本整形外科学会、日本リハビリテーション医学会の指定する表示法とする。
- 3 関節可動域の図示は、のように両端に太線を引き、その間を矢印で結ぶ。強直の場合は、強直肢位に波線(〽)を引く。
- 4 筋力については、表()内に×△○印を記入する。
×印は、筋力が消失又は著減(筋力0、1、2該当)

△印は、筋力半減(筋力3該当)

○印は、筋力正常又はやや減(筋力4、5該当)

5 (PIP)の項母指は(IP)関節を指す。

6 DIPその他手の対立内外転等の表示は、必要に応じ備考欄を用いる。

7 図中塗りつぶした部分は、参考的正常範囲外の部分で、反張膝等の異常可動はこの部分にはみ出し記入となる。

例示

(×) 前屈 後屈 (△)